

# 令和8年度診療報酬改定に関する答申書の一部訂正について

○ 令和8年2月13日の中医協総会の答申書の主な訂正箇所（差し替え）は下表のとおりです。その他の形式的な訂正箇所（差し替え）については表への記載を省略しています。

資料番号 (ページ数)	修正前	修正後
総-2 別紙1-1 医科診療報酬点数表 (P.744)	K268 緑内障手術 8 水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術 (シュレム管内に留置するもの) 23,000点	K268 緑内障手術 削除
総-2 別紙1-2 歯科診療報酬点数表 (P.198)  (P.226)	第12部 歯冠修復及び欠損補綴 通則 1 歯冠修復及び欠損補綴の費用は、特に規定する場合を除き、 <u>第1節の各区分の所定点数及び第3節に掲げる特定保険医療材料（別に厚生労働大臣が定める保険医療材料をいう。以下この部において同じ。）の所定点数を合算した点数により算定する。</u>  第2節 削除	第12部 歯冠修復及び欠損補綴 通則 1 歯冠修復及び欠損補綴の費用は、特に規定する場合を除き、 <u>第1節及び第2節の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。ただし、歯冠修復及び欠損補綴に当たって別に厚生労働大臣が定める保険医療材料（以下この部において「特定保険医療材料」という。）を使用した場合は、第1節及び第2節の各区分の所定点数に第3節の所定点数を合算した点数により算定する。</u>  第2節 薬剤料 区分 <u>M100 薬剤 薬価が15円を超える場合は、薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数につき1点未満の端数を切り上げて得た点数に1点を加算して得た点数とする。</u> 注1 <u>薬価が15円以下である場合は、算定できない。</u> 2 <u>使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。</u>

<p>総－２ 別紙１－２ 歯科診療報酬点数表 (P. 226)</p>	<p>第３節 特定保険医療材料料 区分 <u>M100</u> 特定保険医療材料 材料価格を10円で除して 得た点数 注 使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。</p>	<p>第３節 特定保険医療材料料 区分 <u>M200</u> 特定保険医療材料 材料価格を10円で除して 得た点数 注 使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。</p>
---	---	---

※下線が訂正箇所